

女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策（男女共同参画会議への報告）の概要

平成 16年 3月 16日
男女共同参画会議
女性に対する暴力に関する専門調査会

1 性犯罪

(1) 加害者の厳正な処罰

ア 強姦罪の法定刑の引上げ

- ・ 現行の2年以上の有期懲役を3年以上に引上げ

イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処

- ・ 刑法（強姦罪）や児童福祉法による加害者の厳正な処罰、被害者の保護、事案の顕在化

ウ 盗撮に関する法整備

- ・ 女性の性的尊厳やプライバシーの保護の観点を十分考慮しつつ、加害者を厳正に処罰するための法を整備

エ 痴漢等の取締りの徹底等

- ・ 取締りの徹底による加害者の厳正な処罰、鉄道会社による実態把握と防止対策の推進

オ PTSD以外の精神障害が傷害罪の対象になり得ることの周知

(2) 被害者への配慮とケア

- ・ 警察及び検察庁による被害者対策の推進、弁護士による被害者に対する尋問の配慮
- ・ 女性警察官の採用の拡大
- ・ 被害者の心のケアに関する専門家の養成等相談活動の充実

(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成

ア わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット等の制限

- ・ インターネットのわいせつ画像の厳正な取締り、児童への特別な配慮の実施

イ 性犯罪を許さない社会環境の醸成

- ・ 女性の人権を尊重する啓発活動、有益情報を取捨選択するための学校教育の推進

2 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング）

(1) 売買春

- ・ 厳正な取締り、被害者の保護や自立支援のための婦人相談所や関係諸機関の連携強化

(2) 児童買春

- ・ 厳正な取締り、援助交際は児童買春につながるもの、児童による売春や出会い系サイトの利用を防止するための指導啓発

(3) 人身取引（トラフィッキング）

- ・ 加害者の処罰の強化、被害者の保護、人身取引議定書等の早期締結、国際協力の推進

3 セクシュアル・ハラスメント

(1) セクシュアル・ハラスメントとは

- ・ 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間のみならず、様々な生活の場で起こり得るもの

(2) セクシュアル・ハラスメント対策の充実

- ・ セクシュアル・ハラスメントが組織運営上の重要な課題であることの啓発活動の推進
- ・ 精神的ケア・二次被害の防止等被害者の救済、懲戒処分等加害者への厳正な対応

(3) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント

- ・ 企業への是正指導等男女雇用機会均等法上の事業主の配慮義務の徹底

(4) 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント

ア 大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実

- ・ 学生や保護者等を含めた防止対策の徹底、第三者的視点を取り入れた相談体制の整備

イ 大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実

- ・ 懲戒処分を受けた教員が増加しており、徹底した防止対策が必要
- ・ 加害教員への厳正な対処、服務規律の徹底、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備

4 ストーカー行為等

(1) ストーカー規制法の周知

- ・ 警察の取締りや対応についての一般国民に対する広報及び被害者への分かりやすい説明

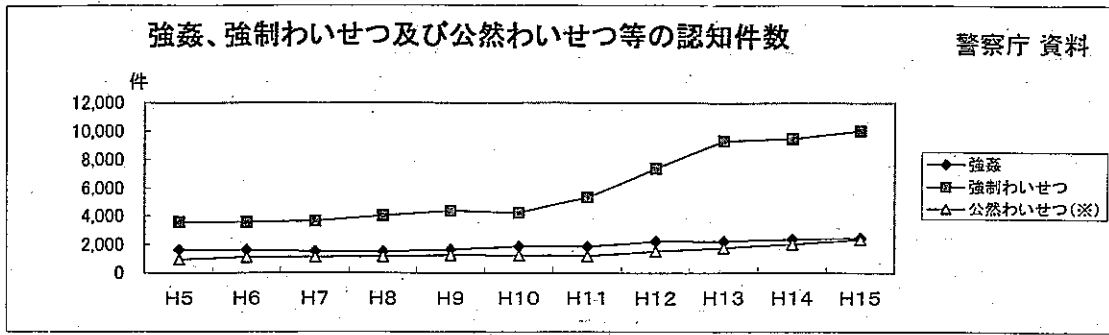
(2) 被害者の救済の充実

- ・ 被害者の救済を充実させるための警察の迅速な対応及び関係者間の緊密な連携

(3) 配偶者暴力防止法との連携強化

- ・ 配偶者暴力防止法の対象にならない親族、友人、支援者等に対するストーカー防止法による保護

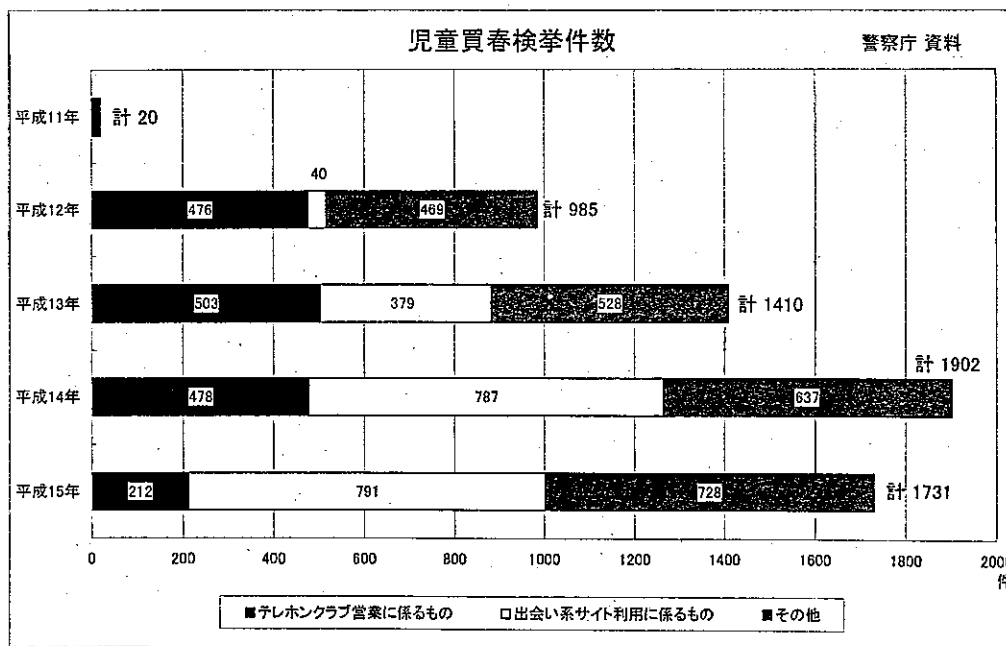
データ資料



認知件数

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
強姦	1,611	1,616	1,500	1,483	1,657	1,873	1,857	2,260	2,228	2,357	2,472
強制わいせつ	3,581	3,580	3,644	4,025	4,398	4,251	5,346	7,412	9,326	9,476	10,029
公然わいせつ(※)	944	1,113	1,108	1,155	1,261	1,240	1,200	1,547	1,766	2,030	2,370

※ 平成8年以後はショーによるものを除く。平成7年以前は区分を設けていなかったため、ショーによるものを含む。



都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数

厚生労働省 資料

年度	件数	うち女性労働者等
平成11年度	9,451	4,882
平成12年度	8,614	5,883
平成13年度	7,633	5,925
平成14年度	7,682	5,924

ストーカー規制法の適用状況

警察庁 資料

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数(%)	法施行後の累計
警告	117	871	965	1,169	+204(+21.1)	3,122
禁止命令等	2	36	32	24	- 8(-25.0)	94
警察本部長等の援助	80	719	677	856	+179(+26.4)	2,332
検挙	22	142	178	192	+ 14(+7.9)	534
ストーカー行為罪	22	131	170	185	+ 15(+8.8)	508
禁止命令等違反	0	11	8	7	- 1(-12.5)	26

注) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間